

季節調整値の改定について

職業安定業務統計における季節調整値については、毎年1回、前年1年分のデータが揃った段階で、統計的な手法に基づき、過去に遡って季節調整の再計算を行い、1月分公表時に改定後の新季節調整値を公表しています。

季節調整法	センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)
改定時期	毎年1回改定し、1月分公表時に改定したものを公表
改定項目	有効求人数、有効求職者数及びこれらにより算出される有効求人倍率 新規求人数、新規求職者数及びこれらにより算出される新規求人倍率
改定範囲	過去5年分(平成30年1月～令和4年12月)を遡及改定

※本改定は、全国、各都道府県で同様の取扱い

季節調整の考え方

求人数や求職者数の月々の動向には、天候や社会習慣等の影響により毎年季節的に繰り返される一年周期の変動(季節変動)が含まれており、そのような系列を見るだけでは雇用情勢の変化が判断できない場合があります。

このような季節変動を有する系列の月々の比較を行う際には、季節変動を除去する必要があります。この季節変動の除去を「季節調整」といいます。なお、職業安定業務統計における季節調整は、いわゆる季節変動だけではなく、稼働日数による変動要素も除去しています。

季節調整された数値を「季節調整値」といいます。一方、季節調整していない実数については、「原数値」と表記しています。

今回の改定の結果、平成30年1月から5年間について改定されていますが、直近の令和4年1月～12月の有効求人倍率は以下のとおりです。

令和4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
改定後	1.50	1.52	1.51	1.53	1.58	1.61	1.63	1.64	1.65	1.65	1.65	1.66
改定前	1.46	1.51	1.47	1.52	1.63	1.64	1.67	1.67	1.69	1.66	1.62	1.62
差	0.04	0.01	0.04	0.01	-0.05	-0.03	-0.04	-0.03	-0.04	-0.01	0.03	0.04